11. 「特定信託受益権に係る信託財産の管理又は運用の方法」は、円建てで発行される場合には電子決済手段等取引業者に関する内閣府令第３条第３項第１号イに規定する信託財産の管理又は運用の方法及び信託財産のうち同号イ⑴に規定する預金又は貯金により管理する額の当該信託財産の総額に占める割合を、外貨建てで発行される場合には同項第２号イに規定する信託財産の管理又は運用の方法及び信託財産のうち同号イ⑴に規定する外貨預金又は外貨貯金により管理する額の当該信託財産の総額に占める割合をそれぞれ記載すること。

12. ［略］

［（第５面）～（第９面）　略］

別紙様式第１号の２（第３条の６第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）

年　月　日

財務（支）局長　殿

（郵便番号　－　）

届出者　住　所

電話番号（　）　－

商　号

代表者の氏名

国内における

代表者の氏名

届　出　書

特定資金移動業を営むため、資金決済に関する法律第37条の２第３項の規定により届け出ます。この届出書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

（記載上の注意）

［略］

［（第２面）・（第３面）　略］

（第４面）

10. 特定資金移動業の内容及び方法

⑴ 特定資金移動業の内容及び方法

［略］		
特定信託口口座に関する事項	⑴ 特定信託口口座のある銀行等の商号又は名称	
	⑵ 特定信託口口座に係る営業所又は事務所の名称及び所在地	

［加える。］

10. ［同左］

［（第５面）～（第９面）　同左］

別紙様式第１号の２（第３条の６第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

（第１面）

年　月　日

財務（支）局長　殿

（郵便番号　－　）

届出者　住　所

電話番号（　）　－

商　号

代表者の氏名

国内における

代表者の氏名

届　出　書

特定資金移動業を営むため、資金決済に関する法律第37条の２第３項の規定により届け出ます。この届出書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

（記載上の注意）

［同左］

［（第２面）・（第３面）　同左］

（第４面）

10. 特定資金移動業の内容及び方法

⑴ 特定資金移動業の内容及び方法

［同左］		
特定信託口口座に関する事項	⑴ 特定信託口口座のある銀行等の商号又は名称	
	⑵ 特定信託口口座に係る営業所又は事務所の名称及び所在地	